

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500005号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500005号

第1 結論

平成8年4月から平成12年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年4月から平成12年11月まで

私は、平成4年4月から平成25年5月まで国民年金に加入しており、送付された納付書を使用して、A銀行、B銀行、C信用金庫、D市役所のE出張所のいずれかで国民年金保険料を納付していた。請求期間当時に勤務していたF社は厚生年金保険に加入していなかったため、他の期間と同様に国民年金保険料を納付していたので、請求期間の年金記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の国民年金加入期間(請求期間を除く。)に係る国民年金保険料は全て納付されていることが確認でき、請求者は1年以上も遅れて保険料を納付したことはない旨陳述している。

しかしながら、D市から提出された請求者に係る国民年金システムの記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録は、保険料を納付していないことを示す「*」と表示されており、請求者が請求期間に係る保険料を納付していた記録は確認できず、オンライン記録によると、請求期間後の平成12年12月分及び平成13年1月分の保険料の納付日は平成15年1月24日、平成13年2月分及び同年3月分の保険料の納付日は平成15年3月13日、平成13年4月分から平成14年3月分までの保険料の納付日は同年12月4日であり、いずれも遡って保険料が納付されている。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとするA銀行、B銀行及びC信用金庫の各担当者は、請求期間当時の保険料納付を確認できる資料について保存期間を経過している旨陳述しており、D市は、前述の国民年金システムの記録以外に請求者の保険料の納付に係る資料はない旨回答している。

さらに、平成9年1月以降は基礎年金番号導入により年金記録における事務処理の機械化が

一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間の年金記録の管理について過誤が生じたとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。